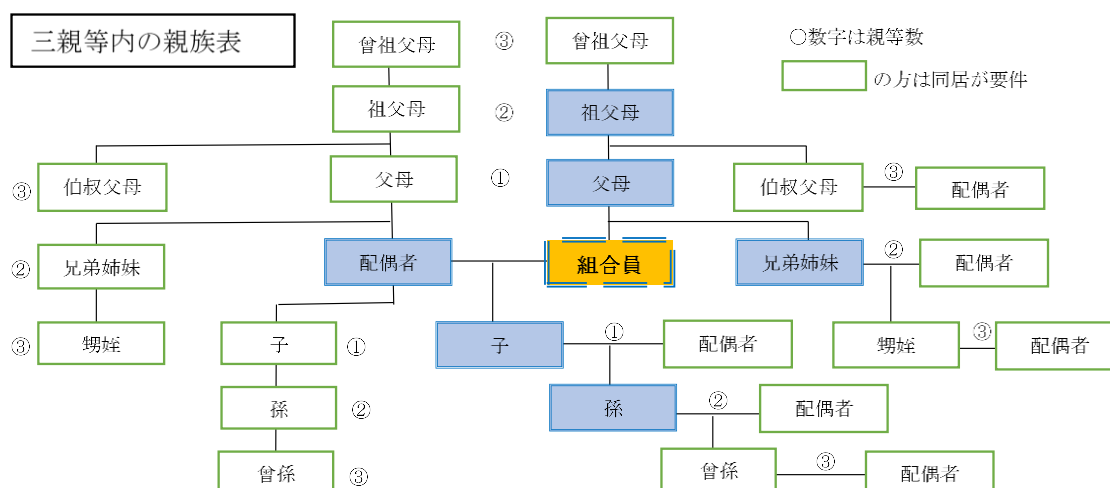


被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、日本国内に住所を有していて、主として組合員の収入により生計を維持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

《被扶養者の範囲》

「三親等内の親族」であることが要件となります。



《収入について》

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、**現在から将来に向かって恒常的に取得できると見込まれる収入の総額**をいい、その基準等は次のとおりとなります。

暦年（1月から12月まで）単位や年度単位ではなく、認定を受けようとするときから将来に向かって1年間の見込みで考えます。

- ・給与収入、年金収入等、月ごとの収入が確認できる場合は、「ひと月分の収入額×12月分」（賞与等がある場合は含む。）を「今後1年間の収入見込額」と考えます。
- ・事業収入や農業収入等、月ごとの収入が確認できない場合は、「前年の収入」を「今後1年間の収入見込額」と考えます。
- ・複数の収入を得ている場合は合算してください。

認定対象者	認定基準額		
	年額	月額	日額
①②以外の方	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
①60歳以上の方	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
②障害年金を受給している方			

※ 政府による「年収の壁・支援強化パッケージ」における「130万円の壁」への対応により、認定対象者の収入が人手不足等による労働時間延長等に伴い**一時的に**認定基準額を超えた場合は、特例措置として、事業主の証明書等を提出することにより連続2年まで、引き続き被扶養者として認定が受けられます。

認定対象者の収入が認定基準額未満であっても、組合員の年間収入と比較した結果、**認定対象者の収入が組合員の収入を上回る場合は**、「主として組合員の収入により生計を維持している者」に該当せず、被扶養者として認定されません。

収入の種類	収入とみなす金額
給与収入	所得税法による各種控除をする前の収入総額です。（交通費などの非課税収入や手当、賞与等を含みます。）
事業・農業収入	総収入額から必要経費（共済組合が認めた経費）を差し引いた額です。 （ 所得税法上の所得額とは異なる場合があります。 ）
年金収入	年金送金通知書等に記載される額です。 企業年金や所得税法上、非課税とされている遺族年金、障害年金も収入に含みます。
利子・配当収入	預貯金利子、株式配当金、有価証券利息等
雇用保険法による失業給付	前頁の日額以上の給付を受給している間は被扶養者になれません。

※ 退職金や資産の売却等、一時的に生じた収入は恒常的な収入には含めません。

《被扶養者の認定の取扱い》

●18歳以上60歳未満の者の場合・・・・・・・・・・・・・・・・

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられますので、**原則として、被扶養者として認定されません。**

【18歳以上60歳未満の者で被扶養者として認定される者】

- 扶養手当の支給対象者
- 組合員の配偶者
- 学生（定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。）
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者
- 自立のために求職活動をしている者

単に「収入がない」や「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」だけの状況では、被扶養者として認定されません。収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① **就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況**
- ② **組合員が扶養しなければならない理由**
- ③ **組合員がその者を経済的に扶養している事実**

●夫婦共同扶養(組合員が配偶者と共同して同一人(子等)を扶養)の場合・・・・・・・・

- ① 被扶養者の人数に関わらず、年間収入（過去、現時点、将来の収入等から**今後1年間の収入を見込んだもの**）が多い方の被扶養者とします。
- ② 夫婦双方の年間収入の差額が**年間収入の多い方の1割以内**である場合は、届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ③ 扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けている者の被扶養者とします。

～お願い～ 組合員及び配偶者の収入状況を常に確認してください

組合員及び配偶者の状況が変わるごと（昇給、降給、随時改定、定時決定等）に今後1年間の収入を見込み、どちらが主たる扶養者であるかを判断します。年間収入の逆転により扶養替えが必要な場合は、年間収入が多くなった方が加入する保険者等で被扶養者として認定されることを確認の上、扶養替えを行ってください。

●父母の場合・・・・・・・・・・・・・・・・

父母については、どちらか一方が社会保険に加入している場合、原則としてその者の社会保険の被扶養者となります。父母とも社会保険に加入していない場合であっても次に該当する場合、被扶養者として認定されません。

① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務（民法第752条）の観点から、夫婦（父母）の一方又は両方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦（父母）が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

② 経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額（仕送り額）が、父母の収入の総額（仕送り額を含む。）の3分の1を下回る場合

・・組合員と認定対象者が別居している場合・・・・・・・・・・・・・・・・

- ① 経済的援助額（仕送り額）が、認定対象者の収入の総額（仕送り額を含む。）の3分の1を下回る場合は被扶養者として認定されません。
- ② 仕送りが恒常的かつ定期的に行なわれていることが客観的に確認できる「仕送り額の確認書類」の提出がない場合は、被扶養者として認定されません。

▶仕送り額の確認書類とは？

「いつ（毎月）」、「誰（組合員）」から「誰（被扶養者）」に、「いくら」の送金をしたのかが客観的に確認できる書類です。例としては、次のとおりです。

- 受取人名（被扶養者の氏名）が記載された組合員名義の通帳の写し
- 振込人名（組合員の氏名）と受取人名（被扶養者の氏名）が確認できるネットバンキングの振込履歴画面
- 振込依頼書の写し

▶次のような方法は仕送りをしている事実が客観的に確認できないため認めていません。

- 現金の手渡しによる仕送り
- 被扶養者名義の口座に組合員が通帳（被扶養者の通帳）で入金し、被扶養者がキャッシュカードで出金する方法

共済組合からのお願い

資格調査においては、認定時（前回の資格調査時）から継続して被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、今後1年間の収入見込額や現在の被扶養者の状況だけでなく、過去の収入額や仕送り状況等も確認しています。被扶養者認定の取消は、取消事由発生日まで遡りますので、毎年、取消事由発生日に遡って被扶養者認定の取消を行う事例が多数発生しています。

組合員の方は、被扶養者の方の毎月の収入額や生計状況、健康保険の加入の有無等を常に把握し、取消事由に該当した場合は、速やかに取消手続をお願いします。取消手続が遅れると、その間に共済組合が負担した医療費等の返還が発生し、遡及した期間が長いとその返還額が高額になる場合があります。

- ・収入が認定基準額を超えない場合でも、お勤め先の健康保険に加入している場合があります。
- ・年金額の改定や年金の受給開始等により、年金額と給料額を合算した場合に認定基準額を超えている場合があります。